

# 沖縄県公文書館運営基本方針

[平成18年8月25日総務部長決定]

沖縄県が設置する公の施設としての沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）の業務について、次のとおり、その運営の基本方針、施策体系その他運営に関し必要な事項を定める。

## 第1 公文書館の運営に当たっての基本的事項

公文書館は、沖縄県公文書館の設置及び及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、歴史資料として重要な公文書その他の記録を収集し、整理し、及び保存するとともに、これらの利用を図り、もって学術及び文化の振興に寄与することを目的として設置する公の施設であることを踏まえ、この基本方針に定めるところにより運営する。

## 第2 公文書館運営の基本方針

公文書等は、行政活動の過程で作成され、その目的が達成された後において一定期間保存された上で、廃棄処分が決定され、現用文書としての役割を終えることになる。公文書館は、これら役割を果たした文書その他の記録の中から歴史資料として重要な公文書等を収集し整理し保存するとともに、県民の利用に供することを目的として設置されたものである。

公文書館の業務は、資料の収集・選別にあたって、行政の記録センターとして機能し得るよう後世の評価に堪える適正さをもって行わなければならない。このような視点から、資料については、沖縄県文書を中心に収集するとともに、県民の円滑な利用に供することができるよう的確に整理するほか、収蔵資料の恒久的保存を図るものとする。

また、公文書館の利用・普及を図るため目録を整備するほか、公文書等を県民が効率よく利用できるよう検索システム等を整備し、資料の電子情報化を図るとともに、企画展、講演会及び講座を開催し、公文書館に対する県民の理解を深める事業を展開する。

### 第3 公文書館の施策体系

公文書館は、条例、沖縄県公文書館管理規則（平成7年沖縄県規則第50号）、沖縄県公文書館公文書等管理規程（平成18年沖縄県告示第 号）その他公文書館の管理運営に関する規程に基づき、基本方針に定めるところにより、次に掲げる体系によって施策を実施する。

#### 1 歴史資料として重要な公文書等の収集・整理

- (1) 資料の調査研究
- (2) 資料の収集及び整理
- (3) 資料目録等の刊行

#### 2 公文書等の保存

- (1) 公文書等の保存及び修復
- (2) 資料のデジタル化
- (3) 貴重な資料の複製

#### 3 県民への普及活動

- (1) 展示会、講演会、講座等の開催
- (2) 検索・利用システムの向上
- (3) 公文書館業務の広報等

#### 4 その他公文書館の設置の目的を達成するための施策

### 第4 運営に当たっての留意事項

公の施設として設置された公文書館は、その設置の目的を効果的に達成するために必要な施策を展開し、公文書等を県民の利用に供し、もって県民の学術及び文化の振興に寄与することを旨として運用されるべきものである。

公文書館が収集する沖縄県文書が歴史資料として後世に引き継がれ、その利用に供されることが公文書館の設置の目的にかんがみ極めて重要であることから、収集する公文書等が後世の利用に供されるための整理及び保存も重要な責務である。

このことから、公文書館がこれまでに収集した資料等に関し、収集及び整理に関する基準に基づき改めて評価選別を行うとともに、歴史資料として貴重な公文書等を後世に引き継ぐために必要な保存の措置を講ずることが喫緊の課題である。

特に、厳しい行財政環境の下において、今後の公文書館の運営に当たっては、博物館等の類似の機能を有し、また類似の事業を展開する公の施設との機能や業務の競合を避

け、公文書館が担うべき事務事業を選択し、公文書館の設置の目的を踏まえた施策に集中していくことが必要となっている。

以上のことを踏まえ、公文書館の運営については、沖縄県文書を収集し、沖縄県文書のうち歴史資料として価値のあるものを整理し、及び保存することを主たる事業として展開することが必要であるとともに、これまで収集し保存している資料等についても改めて歴史資料としての価値を評価し後世に引き継ぐべき公文書等を選別していくことに重点を置いて事業を展開する。

#### 附 則

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。